

平成29年度 第1回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 平成29年6月26日(月) 13:30~15:30 |
| 会 場 | 消防庁舎3階 多目的ホール |
| 出席者 | 委員長 神部 智司 委員 宮崎 睦雄, 川部 博子, 佐野 武, 福田 晶子, 加納 多恵子, 上田 晴男, 大島 眞由美, 植田 英三郎, 西村 京, 寺本 慎児 欠席委員 森川 太一郎, 浦野 京子 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 脇 朋美, 近藤 麻衣 事務局 芦屋市地域福祉課 細井 洋海, 鳥越 雅也, 吉川 里香, 知北 早希 片岡 睦美, 宮川 千明 芦屋市障害福祉課 本間 慶一 芦屋市高齢介護課 篠原 隆志 |
| 会議の公表 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由> |
| 傍聴者数 | 0人 |

1 開会

【委員会の成立について】

開始時点で13人中11人の委員の出席について成立。

2 委員委嘱

川部委員, 加納委員が新たに就任。

3 委員及び事務局の紹介

4 委員長・副委員長の紹介

5 議事

- (1) 平成29年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告
- (2) 障がい者福祉施設従事者等による虐待防止に向けたアンケートについて
- (3) 社会福祉協議会法人後見受任の活動状況報告
- (4) その他

6 資料

事前配布資料

- 資料1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 資料2 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿
- 資料3-1 平成28年度芦屋市権利擁護支援センター 活動状況報告
- 資料3-2 平成28年度芦屋市権利擁護支援センター事業（実施内容，成果と課題）
- 資料3-3 平成29年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画（案）
- 資料4-1 平成29年度障がい者虐待防止研修について（案）
- 資料4-2 障がい者施設等における権利擁護および虐待防止に関するアンケート（案）
【施設管理者記入用】
- 資料4-3 障がい者施設等における権利擁護および虐待防止に関するアンケート（案）
【施設従事者記入用】
- 資料5 社会福祉協議会 法人後見受任状況報告
- 資料6 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」対応フロー（案）
- 資料7 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」対応フロー（案）
- 資料8 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」帳票一式（案）
- ・ Maybe-Sheet（高齢者虐待（疑い）相談シート）（案）
 - ・ 情報共有ミーティング記録（案）
 - ・ 事実確認分担票（案）
 - ・ CFSheet（案）
 - ・ 事実確認票（まとめ）（案）
 - ・ コアメンバー会議記録（案）
 - ・ 虐待対応支援計画書（案）
 - ・ 虐待対応ケース会議（案）
 - ・ 虐待対応支援評価票（案）
 - ・ 虐待対応終結・終了会議記録（案）
- 資料9 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」帳票一式（案）
- ・ Maybe-Sheet（障がい者虐待（疑い）相談シート）（案）
 - ・ 情報共有ミーティング記録（案）
 - ・ 事実確認分担票（案）
 - ・ CFSheet（案）
 - ・ 事実確認票（まとめ）（案）
 - ・ コアメンバー会議記録（案）
 - ・ 虐待対応支援計画書（案）
 - ・ 虐待対応ケース会議（案）
 - ・ 虐待対応支援評価票（案）
 - ・ 虐待対応終結・終了会議記録（案）

その他

- 1 いつまでも自分らしく～後見人って必要ですか？～
- 2 第3次芦屋市地域福祉計画〈概要版〉
- 3 第3次芦屋市地域福祉計画

当日配布資料

当日資料1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿 差替え分

7 審議経過

- (1) 平成28年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告について
(権利擁護支援センター 脇)

事前資料3-1 平成27年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告の説明

事前資料3-2 平成27年度芦屋市権利擁護支援センター事業報告の説明

事前資料3-3 平成28年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画の説明

その他1 いつまでも自分らしく～後見人って必要ですか？～

(神部委員長)

先ほどの説明について、委員の皆様方からのご質問、ご意見、いかがでしょうか。

(植田委員)

権利擁護専門支援の虐待通報について、前年度より件数や認定率が低い背景があれば教えてください。

(権利擁護支援センター 脇)

件数の減少理由は明らかではありませんが、認定率については、平成28年度は警察による虐待通報の割合が多く、その認定率が低かったことが大きな要因の1つかと思います。

また最近は、疑われると感じたらまず通報してほしいと、研修会でもお願いしており、早期に通報していただいていることで、虐待の認定に至るまでの状態で早期に支援できていることも背景にあると考えています。

(上田委員)

虐待対応が始まった当初は、通報件数に対して虐待事案であると認定されたケース数について、社会的な評価は必要だろうとされていました。

しかし、その後の経過を見ると、「判断に至らず」というケースが常に一定数あります。行政介入、権限行使を含めた介入の可否を決定するために虐待認定を行います、「判断に至らず」という結果がでることへの評価をしなければ、今後の虐待対応は進んでいかないと思っています。そのため、近年は判定率という形での評価が必要なのではないかと、多くの自治体に働きかけています。

実際に西宮市では、判定率の評価をしています。判定率とは、全体の通報件数に対して

虐待の事実「あり」と「なし」の評価をしている件数の割合です。つまり、未認定以外と考慮いただければいいと思います。

認定率はあくまでも通報件数に対して虐待ありとして認定をされた件数であるため、早期発見、早期対応が進めば進むほど、認定率は低くなります。そのため、今の段階で行政介入を含めた虐待事案であるという状況の評価をしなくても良いのではないかという考えが相対的にあると考えます。

芦屋市の判定率を見ますと、平成28年度54件に対して47件に虐待の事実の有無を判断しており、判定率は約87%です。性格な数字は把握していませんが、全国データでは芦屋市よりも判定率は低くなっており、芦屋市の場合は「判断に至らず」という事案が相対的に低いといえます。それだけ虐待状況についての情報収集や事実確認、そうしたプロセスから適切に評価をしていると考えられるのではないかと思います。

さらに、虐待対応が実効性を持って適切に進んだかという視点での評価の目安として、終結率があります。これは、虐待認定を行い、虐待対応として支援を展開した過程で、最終的に終結に至ったケースの割合です。認定は行ったが終結に至らず、長期に渡り虐待対応を継続しなければいけないケースが多くなると、継続件数が増えてしまうことになってしまいます。ケースによっては終結が難しいものもあるため、対応を継続しなければならないものもありますが、一定期間内で適切に終結に至ることは必要であるため、終結率を上げていく必要があると言えます。この判定率と終結率の評価を用いると、虐待対応の全体像が比較的分かりやすくなるのではないかと思います。ぜひまた参考にしていただければと思います。

(大島委員)

活動計画の中に、権利擁護を用いた地域づくり、まちづくりを取り上げ、地域に出向いて啓発活動してくださることは非常に心強いです。高齢者生活支援センターも一緒に活動させていただきたいと常に思っています。一緒に活動することで、相談に行くことのできる先を多く知っていただけるような取組みを、進めていきたいと思っています。

(上田委員)

昨年、成年後見制度利用促進法が施行され、それに基づいた基本計画がこの3月に提起されています。現在国では全国のブロックあるいは県単位で説明会が行われているところですが、近畿ブロックについては既に終了しています。国としては、各所に基本計画に基づいた市町村単位の基本計画を策定してほしいという掲示をしています。

しかし、少なくとも芦屋市をはじめ兵庫県内は、他県に比べても権利擁護支援センター等の設置をしているところもあり、基本計画が求めている地域連携ネットワークと、中核的な機関の設定については具体化しているため、取組や内容を発展させるような計画等、国の動向に対する対応を考えていかなければならないと思います。今年度、あるいは来年度以降、国からの要請等に対して、何か予定や考えがあれば聞かせてください。

(事務局 細井)

説明会では、努力義務として、成年後見制度の利用促進計画を策定すること、また成年後見制度利用促進に関して会議体、協議体を設置することという示しがあったと聞いております。

本市は、第2次地域福祉計画の策定時から権利擁護支援について推進目標を設定しております。努力義務となっていることを踏まえ、この地域福祉計画をもって進めていきたいと思っております。

また、成年後見制度の利用を促進するための、合議制度機関ができるということもございますが、この権利擁護支援システム推進委員会において、成年後見制度を進めるためのネットワーク構築や、推進するための手段等に関するご意見もいただいておりますので、新たな合議制度機関の設置については、現在のところは考えておりません。また、他市の動向等を踏まえ、必要時にご意見を賜りたいと思っております。

(大島委員)

介護相談員派遣事業について、どのような目的を持ちどのような活動をしていただいているか、またどういった方に啓発していらっしゃるのか、もしくは市民の方にはどのように伝わっていているのでしょうか。

(事務局 細井)

啓発、周知に関しましては、広報あしやにて昨年9月1日号で高齢者の特集号を、発行しました。その中で、地域包括ケアを踏まえ、様々な立場で高齢者を支えていくという視点で、「介護相談員が支える」をキーワードとして掲載しましたところ、大きな反響があり、平成27年度は16名であった権利擁護支援者養成研修の参加者が、平成28年度は30名と、2倍程度の方が受講してくださり、現在積極的に活動をしていただいております。また、今年7月後半の広報チャンネルにおいて、特集を組んでおります。介護相談員の活動の周知にとどまらず、介護保険施設に関しても、施設が地域に開かれ、地域で高齢者の方が支えられながら生活しているということをご理解いただきたいと思います。作成しました。ぜひご覧いただきたいと思っております。

我々も、周知、啓発に関する取組みを進めているところですので、今後ご協力とご理解をお願いいたします。

(佐野委員)

権利擁護専門相談の利用が伸びない理由は大きく2つあると思います。1つ目は内容が合っていない、2つ目は内容は合っているけれどもみんなが知らないから利用できていないです。権利擁護専門相談の利用促進については、先ほどの広報チャンネル等の媒体を使い、積極的に広報してはいかがかでしょうか。

また、ケアマネ友の会等も活用していただき、その後、周知、普及が課題なのか、内容が合っていないのかについての評価を行っても良いのではないかと思います。

(事務局 細井)

権利擁護専門相談に関しては、行政職員も活用させていただくことがあります。事例を通じた相談の結果や成果についての内容を合わせての周知であれば、大変効果があるのではないかと思いますので、実際の事例を用いて、相談をした結果を踏まえた支援の展開を伝えられるような工夫をして周知、啓発ができるように、考えていきたいと思っております。

(神部委員長)

それでは、次の議事に移ります。

(2) 障がい者福祉施設従事者等による虐待防止に向けたアンケートについて

(地域福祉課 吉川)

資料4-1 平成29年度障がい者虐待防止研修について (案)

資料4-2 障がい者施設等における権利擁護および虐待防止に関するアンケート (案)

【施設管理者記入用】

資料4-3 障がい者施設等における権利擁護および虐待防止に関するアンケート (案)

【施設従事者記入用】

(神部委員長)

8月と12月のアンケートの違いを聞かせてください。

(事務局 吉川)

8月のアンケートは、支援に関する現状を把握するための実態調査で、12月は職員の権利擁護に関する意識調査としています。当初は、同時実施も考えましたが、意識調査において、例えば「この行為は適切であるか」と設問に入っていることで、自分の行為について、行っても行ってはいけないことなのだと判断がぶれてしまうのではないかと考えられましたので、意識調査と実態調査は分けて実施したいと考えています。

(佐野委員)

職場環境について具体的な設問があり、経営者としても非常に興味があり、高齢者施設でもアンケートを実施すると良いと思いました。

また、このアンケートを書きやすくするための工夫等はされていますか。

(事務局 吉川)

基本的には無記名で実施したいと思っておりますが、どこまで配慮したら良いのかという具体的なことまで検討ができていませんので、良い方法があればご意見をお願いします。

(佐野委員)

社内でも、アンケートを行います。直接管理者の目に触れるというだけで、個人評価にも影響する可能性があるというように思い、書けないことがあるかとは思っています。特に自由記述があると、管理者は職員の筆跡を知っているため、工夫が必要になると思います。

(事務局 吉川)

従事者の方の回答用紙については、個々に封筒を渡し、封入して提出できるようにする等、事務局で検討したいと思います。

(神部委員長)

アンケート調査では、回答者の方への倫理的配慮が必要となります。アンケートが強制的なものなのか、回答への協力は任意であるのか、回答者自身が封入してポストに入れる等についても、依頼文に明記され、この調査の趣旨、目的、活用方法等も含めた説明を経ることで、アンケートの返送は同意を得たという意味の表れともなります。そういった趣旨説明は、倫理的なところで問われるため、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

(福田委員)

施設従事者へのアンケートに設定している所持資格の欄について、例えば、障がい者施設にお勤めの方は、複数資格を持っておられる方もいらっしゃると思いますが、そのうちケアマネージャーとして働いている可能性はないかと思いました。

(事務局 吉川)

ケアマネージャーとして障がいのある方の施設で働いておられる方はいらっしゃらないかと思しますので、その部分は削除いたします。

(佐野委員)

所持資格ではなく、職種を質問するのはいかがでしょうか。

(事務局 吉川)

検討の上、所持資格か職種かに統一いたします。

(佐野委員)

対象の施設の所属長や、施設長には、アンケートを取ることにについて、同意はとっていますか。アンケートに拒否的な施設等も、想定されていますか。

(事務局 吉川)

ご協力いただける範囲でお願いしたいと考えております。

管理者の方の認識にもよりますが、過去に同様のアンケートを実施した際に、ほとんどの事業所がご協力してくださった実績もありますので、依頼文の中で趣旨をご理解いただき、ご協力いただけるようにしたいと思います。

(大島委員)

アンケートはいろいろなところから山のように来ます。その中の 1 つに埋もれてしまうと、どう優先順位を付けるのかといった問題にもなりますし、行政の趣旨が丁寧に伝わらないと、大事なアンケートだと捉えられないと思います。

(事務局 吉川)

施設へは直接持参し、こちらの意図もお伝えさせていただいた上で依頼したいと思います。

(神部委員長)

この調査につきましては，7月末までは内容の検討を引き続き進められるということで，今日の委員会の中で委員からご指摘，ご意見のあった内容を備えていただいた上で再検討していただき，8月に向けて準備を進めていただきたいと思います。では，3つ目の議事に移らせていただきます。

(3) 社会福祉協議会法人後見受任の活動状況報告

(社会福祉協議会 近藤)

資料5 社会福祉協議会 法人後見受任状況報告

(神部委員長)

委員の皆様方からご質問，ご意見などいかがでしょうか。

(植田委員)

3件の申立ては，市長申立てでしたか。

(社会福祉協議会 近藤)

いいえ，本人申立てです。

(神部委員長)

引き続きこの受任されました3件につきまして，PASネットさんとの協力の下に進めていっていただきたいと思います。それでは4つ目の議事に入らせていただきます。

(4) その他

ア 養護者による虐待対応マニュアルの改訂について (高齢者・障がい者)

(地域福祉課 吉川)

資料6 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」対応フロー (案)

資料7 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」対応フロー (案)

資料8 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」帳票一式 (案)

- ・ Maybe-Sheet (高齢者虐待 (疑い) 相談シート) (案)
- ・ 情報共有ミーティング記録 (案)
- ・ 事実確認分担票 (案)
- ・ CFsheet (案)
- ・ 事実確認票 (まとめ) (案)
- ・ コアメンバー会議記録 (案)
- ・ 虐待対応支援計画書 (案)
- ・ 虐待対応ケース会議 (案)
- ・ 虐待対応支援評価票 (案)
- ・ 虐待対応終結・終了会議記録 (案)

資料9 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」帳票一式（案）

- ・ Maybe-Sheet（障がい者虐待（疑い）相談シート）（案）
- ・ 情報共有ミーティング記録（案）
- ・ 事実確認分担票（案）
- ・ CFsheet（案）
- ・ 事実確認票（まとめ）（案）
- ・ コアメンバー会議記録（案）
- ・ 虐待対応支援計画書（案）
- ・ 虐待対応ケース会議（案）
- ・ 虐待対応支援評価票（案）
- ・ 虐待対応終結・終了会議記録（案）

（神部委員長）

委員の皆様方からご意見、ご質問などいかがでしょうか。

（加納委員）

高齢者夫婦の場合で、夫婦ともが認知症で、互いに虐待状態であるケースもあると思いますが、その場合 Maybe-Sheet は、1人ずつ書くのですか。夫婦で1つなのですか。

（事務局 吉川）

1人に対して1つのシートとなっておりますので、ご質問のような状況がありましたら、ご夫婦それぞれに1枚ずつ作成し、2枚提出されることになります。

（神部委員長）

この度 CF sheet を作られてますが、対応段階の5段階目で調票の欄の CF 票に PDF 加工をして送付と書いてありますが、これはどこからどこに送付されるのでしょうか。

（事務局 吉川）

CF 票は、権利擁護支援センターに送付ということになっております。

高齢者生活支援センターの方が CF 票を記載されることが多いと想定しており、パソコンでこのシートを作成した場合は、データを送っていただければと思いますが、会議までの時間がない場合等、手書きで書いたものを共有できるように、PDF にして権利擁護支援センターに送付いただくことを記載しています。

（神部委員長）

それでは、その他の2つ目をお願いします。

イ 芦屋市地域福祉計画の策定について

（地域福祉課 細井）

その他2 第3次芦屋市地域福祉計画（概要版）

その他3 第3次芦屋市地域福祉計画

(神部委員長)

この地域福祉計画については、その地域住民の方々にはどのような形で周知、広報をされていきますか。

(事務局 細井)

多くの方にご協力にいただき、計画ができあがりました。現在も計画にかかわってくださった住民の皆様で組織しているプロジェクトがあり、そのプロジェクトが今も活動を続けています。出前講座の項目にもなっていますので、市民の皆様から、呼びかけがありましたら、職員が地域に出向き、説明いたします。

また、第2次地域福祉計画でも作成した、中学生向けの分かりやすい概要版を今回も作成する予定です。

中学生向けの概要版は漫画やイラストが主になりますが、大人も分かりやすいというご意見もいただきましたので、このようなツールをうまく生かして、周知、啓発を進めたいと思っています。

(神部委員長)

地域福祉計画について知っている人は非常に少ないという結果が出ており、8割の人が知らないと答えています。そのため、ツールについてはこれから積極的な取組みの下に進めていただきたいのですが、この地域福祉計画の存在というものを市民の方に周知していく必要もあるといった思いも含めた質問をさせていただきました。

(事務局 細井)

今後も創意工夫をしながら、皆様に周知、啓発を進めたいと思っています。

(神部委員長)

それでは、予定していました議事の全てについて終了しましたので、以上をもちまして第1回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会を閉会とさせていただきます。

(閉会)